

ひかくほう

News
Letter

第50号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

シンポジウム

「裁判員裁判に関する日独比較法の検討」の開催について



日本比較法研究所 所員

椎橋 隆幸

2015年10月4日(日)、駿河台記念館において、日本比較法研究所・独日法律家協会(Deutsch-Japanische Juristenvereinigung e.V. 略称DJJV)共催で、標記シンポジウムを開催いたしました。

裁判員裁判制度は、2009年の開始から6年が経ち、約8000件が実施されました。広く国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近になる、司法に対する国民の信頼が向上する、といった制度目的が掲げられていましたが、裁判員裁判制度の問題点や、制度自体への批判も指摘され、国民の関心は依然として大きいものがあるといえます。当日は、予定を上回る140名もの出席者を得て、このテーマへの関心の高さを感じるとともに、日独比較法の視点からの検討がいかに意義深いものであるかも明らかになりました。貴重な報告、コメントをいただいた先生方、積極的な討論に参加していただいた出席者のみなさま、このシンポジウムを開催・運営するにあたり、ロバート・ボッシュ財団、公益財団法人社会科学国際交流江草基金、中央大学法曹会の支援に基づく日本比較法研究所研究基金から、多大なご援助をいただいたことと、ジン教授が所長をされている欧州・国際刑事法センター(ZEIS)からご協力をいただいたことに、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。以下、簡単にシンポジウムの様子を報告いたします。

基調報告：比較法的に見た裁判員制度の特徴とその運用実態及び課題



椎橋隆幸教授 (中央大学法科大学院)

椎橋隆幸教授 (中央大学法科大学院) より、最高裁判所の「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」座長の経験も踏まえ、裁判員制度創設の経緯と目的、裁判員法の内容と運用状況が報告されました。さらに課題としては、公判前整理手続きの迅速化、裁判員選任の困難さや、控訴審の役割、事実誤認の審査および量刑判断の在り方等、個別セッションのテーマにもかかわる問題提起がありました。

セッション1：刑事裁判への国民参加の意義およびその正当性

小木曾綾教授 (中央大学法科大学院) より、日本の裁判員裁判制度の創設の意義とされている「司法への国民参加」について、コモン・ロー法系の陪審裁判、大陸法系の参審制度について、歴史的、思想的背景などから、制度の理念を問直し、裁判員制度を支える根拠として政策目的を挙げ、平野龍一教授や松尾浩也教授の論考を紹介し、刑事裁判への国民参加が、犯罪を生む社会的な背景や刑罰のもつ意味について国民の理解が深まるきっかけとなるところにこの制度を維持する積極的な意義が見いだされるのではないかとする報告がありました。



小木曾綾教授 (中央大学法科大学院)



アルントウ・ジン教授 (オスナブリュック大学法学部)

これに対し、アルントウ・ジン教授 (オスナブリュック大学法学部) から、「ドイツの刑事手続きにおける素人裁判官・参審員の意義」として、参審員制度の指導側面としての民主主義原則、素人参加に対する批判、実務における素人関与に関し2010年にはじめて実施された参審員の判断態様に関する最新の研究成果について、ドイツでの具体的な実施状況に基づく報告をいただきました。

次いで、上富敏伸氏 (法務省大臣官房) からは、最高裁判所が昨年から今年にかけて実施した、裁判員経験者に対するアンケートと、経験者に限らない国民一般の意識調査の結果から、裁判員裁判は肯定的な評価を得、司法への国民の理解と関心は高まる方向にあることが紹介され、また、公判前整理手続等、裁判員制度と同時に刑事手続きに導入された制度や、裁判員制度の導入により、実務上の刑事裁判の運用に生じた変化についてコメントされました。

カーステン・ゲーデ教授 (ブツェリウスロースクール) からは、(1) 参審員・裁判員制度は民主主義を体現する制度であるものの、訴訟法上のあらゆる問題を解決するものではなく、とりわけ捜査段階での適正手続の確保も重要であること、(2) 参審員制度の制度的意義は理論的なものにとどまらず、現実的な効果も有しており、今後、さらなる発展を遂げるには、参審員への証拠開示の許容、参審員からの質問



第1セッション 左からコメンテーター、報告者、司会者

率の増加、経済刑事手続への参加などが検討されるべき課題であること、(3) 裁判員制度に関わる一連の立法技術は、ドイツからも参照されるべき点が多く、とくに裁判の短縮化・迅速化に関する工夫は高く評価されるとのコメントがなされました。

続いて、香川徹也氏(最高裁判所刑事局)の司会による質疑応答とまとめがありました。

セッション2：量刑問題



鈴木彰雄教授(中央大学法学部)

鈴木彰雄教授(中央大学法学部)より、量刑をめぐる問題状況として、「量刑基準」と「量刑事情」について、近年の学説と実務の一般的な状況をまとめた上で、裁判員裁判における量刑傾向、注目される裁判例として「寝屋川事件」、「青山事件」、「千葉事件」が紹介され、これらに基づき検討すべき課題として、量刑評議のあり方、控訴審における量刑審査について報告されました。



ヤン・グロテアア氏(DJJV会長)

続いて、マーク・トゥリ氏(ハンブルク高等裁判所)より、「ドイツ法における素人裁判官の量刑判断への影響」として、量刑法の根源的特徴、評議、投票の比率、評決の順番、量刑判断に対する社会的・評議力学的な影響力について、10数年にわたる実務経験と、職業裁判官と参審員の法事実的な共同作業及び参審員の訴訟結果に対する影響力の研究結果に基づき報告がありました。



マーク・トゥリ氏(ハンブルク高等裁判所)

これに対し、稗田雅洋氏(東京地方裁判所)より、裁判長として裁判員裁判を担当されたことに加え、過去にドイツで再審制度に関する調査研究に携わられたご経験に基づく日独の違いについてコメントをいただきました。

ヤン・グロテアア氏(DJJV会長)からは、長年、財政裁判所にて、実際に参審員とともに裁判実務にあたられてきた経験から、素人参加制度の重要性及び今後の発展可能性についてコメントを頂戴しました。

この後、井田良教授(慶應義塾大学法務研究科)の司会による質疑応答とまとめがありました。



第2セッション 左からコメントーター、報告者、司会者

セッション3：控訴裁判所による事実誤認の審査のあり方



柳川重規教授 (中央大学法学部)

控訴裁判所による事実誤認の審査のあり方をテーマとするこのセッションでは、まず、柳川重規教授 (中央大学法学部) より、裁判員制度の導入と控訴制度について、刑事訴訟法の控訴に関する規定の特徴と裁判員制度導入前の実務の運用、導入後の実務における「事実誤認」の理解の変化について、「第1審の事実認定が論理則・経験則に照らして不合理であることを具体的に示しているか」という基準を最高裁判所が適用して処理した事例の紹介を踏まえ、報告がありました。

続いて、ヘニング・ローゼナウ教授 (ハレ大学法学部) より、「素人参加のもとで行われた事実認定の上告審における職業裁判官による監査」として、日本の状況分析も踏まえ、日本では上訴審では職業裁判官のみが審理を行うことについて、ドイツとの裁判制度の違い、これまでの法改正に基づき詳述され、「上告審の機能拡張」が素人参加にもたらすものについて、さらに、刑事手続きにおける素人参加の意義と目的について考察を加え、日本の高等裁判所においても裁判員裁判を導入すべきではないか、という提案がなされました。

これに対し、青柳勤氏 (東京高等裁判所) より、裁判員裁判制度導入前の第1審、控訴審の在り方と、裁判員裁判導入後の変革について、さらに今後の課題として、第1審の在り方についてドイツの徹底した直接主義・高等主義に見習うべき点があること、控訴審の事実誤認審査の在り方については、第1審判決が破棄される場合には、判決の不合理性について説得力のある客観的かつ具体的な説明をするべきであるとのコメントがなされました。



カーステン・ゲーデ教授 (ブツェリウスロースクール)

カーステン・ゲーデ教授 (ブツェリウスロースクール) からは、(1) 上訴審において必ず素人の参加が予定されなければならないことはないが、素人参加制度の意義を埋没させるほどに、上訴審が下級審の判断を軽視してはならない、(2) 上告審は、その機能を拡張しているとはいえ、法律審であって書面審査に基づくものであるから、素人の参加は認められない、(3) 裁判員裁判・通常裁判の両者に妥当するような、量刑判断及び事実認定についての明確な一般原理を最高裁は打ち立てるべきではないかとのコメントがなされました。

最後に、吉田安志氏 (東京地方検察庁) の司会による質疑応答とまとめがありました。



ヘニング・ローゼナウ教授 (ハレ大学法学部)



第3セッション 左からコメンテーター、報告者、司会者

会場では、日本語・ドイツ語の同時通訳により、参加者に報告やコメントの内容がリアルタイムで提供され、各セッションの質疑応答では、参加者からの質問をもとに報告者やコメンテーターが意見を述べるなど、充実した討議が繰り広げられました。

シンポジウム終了後のレセプションでは、ドイツとの法学交流の成果について小津博司前検事総長から祝辞をいただきました。

法制度において、日本はこれまでもドイツから影響を受け、参考とすることが多かったことは知られていますが、裁判員裁判制度の導入に同様のことが言えます。今回のシンポジウムは、それぞれの国の制度導入にあたり「国民の司法参加」という、司法制度を専門家である研究者と実務家だけのものにしないという出発点が同じであったこと、日独双方の研究と実務が一同に開始、討議を交わすことができ、そこで両国の制度の推移や問題解決の方法が、お互いに非常に刺激的であったこと、そしてまた、法律分野での、古くからの交流と、今後に向けてもその交流に非常に意義があることが再確認されたことなど、本当に中身の濃い、充実した内容になりました。

この紙面では、フロアとの質疑応答について紹介することができませんでしたが、本シンポジウムの成果は、日本比較法研究所叢書として、今年度末に公刊する予定です。あらためて報告者・コメンテーター・参加者のみなさまに厚く御礼申し上げる次第です。



懇親会にて。左から森勇教授（中央大学法科大学院）、ラインハルト・ノイマン氏（DJJV）、伊藤壽英教授（日本比較法研究所所長）、小津博司氏（前検事総長）、木川統一郎氏（御茶の水法律特許事務所所長）、ヤン・グロテア氏（DJJV 会長）、アルントウ・ジン教授（オスナブリュック大学法学部）、稲田伸夫氏（法務省事務次官）、ヘニング・ローゼナウ教授（ハレ大学法学部）、椎橋隆幸教授（中央大学法科大学院）、只木誠教授（中央大学法学部）



漢陽大学校法学研究所との合同シンポジウム開催について

本研究所以及韓国漢陽大学校法学研究所は、2011年の2月にソウルで合同シンポジウムを開催し、刑事法、会社法、行政法、民法の3つの分科会において両国報告者の報告をもとに活発な討議が行われ、関係研究者の好評を博しました。その成果は、比較法雑誌45巻1号から3号で公開されました。その後、両国においては立法上、判例上、大きな動きが見られ、また、あらためて漢陽大学校法学研究所からの

要請もあったことから、この度、日本において標記シンポジウムを開催することになりました。

漢陽大学校からの参加者の中には、この間の韓国の立法に携わった研究者もおり、判例の動向について詳しく、また、前回の日韓それぞれの報告担当者においては、その後も個別に相互の交流が続いていることから、活発な討議が期待されます。プログラム(予定)は以下のとおりです。

中央大学 日本比較法研究所・漢陽大学校 法学研究所合同シンポジウム 日本及び韓国における現在の法状況(仮題)

- ◆日時 : 2016年1月30日(土) 9時開場、9時30分開始
- ◆会場 : 中央大学多摩キャンパス 研究所会議室4(2号館4階)
- ◆プログラム(予定)

セッション1: 刑法	9:50~10:50
報告 長井圓	「日本法における過失犯の正犯と共犯」
吳英根	「韓国法における過失犯の正犯と共犯」
セッション2: 刑事訴訟法	10:50~11:50
報告 李銀模	「韓国法における刑事法改革の最近の動向」
柳川重規	「日本における近時の刑事司法改革の動向」
セッション3: 会社法	11:50~12:50
報告 宮本航平	「2014年会社法改正と周辺の課題」
李炯珪	「最近の韓国での会社法の改正の動向」
セッション4: 行政法	13:50~14:50
報告 鄭鎬庚	「2004年以後、10年余りの行政訴訟法の改正の議論の結果」
牛嶋仁	「改正行政事件訴訟法施行後10年の歩み」
セッション5: 民法	14:50~15:50
報告 古積健三郎	「民法改正法案の検討-連帯債務について」
崔竣圭	「債権法の改正の議論の顛末」
セッション6: 民法	16:10~17:10
報告 權大祐	「韓国法上の親養子制度」
鈴木博人	「特別養子縁組の問題点-特に新生児養子縁組をめぐって」
セッション7: 民法	17:10~18:10
報告 遠藤研一郎	「不動産所有権に関するいくつかの今日的課題」
金次東	「不動産の所有権を流動化する必要性と物件法定主義の緩和」

所員会の開催について

10月16日(金)に、第26期第6回所員会が開催され、商議員選挙を実施し、2016年度の事業計画、外国人研究者の受入、講演会等の開催、等について審議されました。

第27期商議員会のメンバーは以下のとおりです。

(敬称略)

所長 伊藤壽英
 法学部長 中島康予
 所員会互選 牛嶋仁、遠藤研一郎、北井辰弥、
 古積健三郎、佐藤信行、鈴木彰雄、
 鈴木博人、柳川重規
 事務局長 山中温

2016年度事業計画について

以下の事業計画に基づき、2016年度予算案を作成いたしました。

[研究計画]

共同研究 42グループ (今後追加の可能性あり)

[刊行計画]

以下のとおり、研究叢書6冊、翻訳叢書5冊、計11冊の刊行計画があります。

(研究叢書)

- ・伊藤壽英「金融取引の比較法的研究 (仮題)」
- ・北村泰三「文化多様性と国際法－経済と人権の視点から」
- ・椎橋隆幸「刑事手続における犯罪被害者の法的地位」
- ・津野義堂「法オントロジーの研究」
- ・森光「ローマ法における居住」
- ・山内惟介「比較法研究 第三巻 法文化の諸相」

(翻訳叢書)

- 中野目善則「証拠に基づく少年司法制度の設計 運用の手引き (仮題)」
- ・畑尻剛「国家と憲法の正統性」
- ・畑尻剛「基本権・環境権・国際法－ムルスベーク自選翻訳集 (仮題)」
- ・松原光宏「教会・基本権・経済法－D・エーラーズ教授・名誉学位授与記念講演－(仮題)」
- ・山内惟介「ポールマン教授講演集ドイツ・ヨーロッパ保険法・競争法の新展開」

[比較法雑誌刊行計画]

50巻1～4号(2016年度)の刊行

[資料収集計画]

- ・資料購入に関する内規に基づく資料の収集

- ・記念論文集の収集
- ・欧米語による日本法およびアジア法資料の収集
- ・所蔵資料の整理・資料の配置・書架整備 (継続)
- ・近年の継続的な円安傾向への対応

[国際交流計画]

以下の研究者の受入を予定しています。

氏名(ヨミ)(国、所属機関、専門分野)

- ・Prof.Dr.Kurt Deketelaere (クルト・デケテラーレ)(ベルギー、ルーヴェン大学、環境法・エネルギー法)
- ・Dr. Nadine Absenger (ナディーン・アッペンゼンガー)(ドイツ、経済・社会学研究所、労働法・社会法)
- ・Prof. Donald R.Rothwell (ドナルド・ロスウェル)(オーストラリア、オーストラリア国立大学、国際法)
- ・Prof.Dr.Matthias Casper(マティアス・カスパー)(ドイツ、ミュンスター大学、民法・商法・経済法)
- ・Prof.Constanze Fischer-Czermak (コンスタンツェ・フィッシャー・ツェルマーク)(オーストラリア、ウィーン大学、民法)
- ・Prof. David Pugsley(デーヴィッド・パグスレー)(フランス、ストラスブール大学、ローマ法・比較法)
- ・何 勤華教授(カ キンカ)(中国、華東政法大学、外国法制史・比較法学)
- ・Prof. Matthias Kilian(マティアス・キリアン)(ドイツ、ケルン大学、弁護士法)
- ・Prof. Philippe Bonfils(フィリップ・ボンフィス)(フランス、エクス・マルセイユ大学、刑法学)
- ・Dr.Christian Ludwig Geminn(クリスチャン ルートヴィッヒ・ゲミン)(ドイツ、カッセル大学、環境法・技術法)

[第26回学術シンポジウム]

「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」を研究課題とし、2014年度より進められている個別研究プロジェクトを継続し、2016年12月(予定)に、多摩キャンパスで第26回学術シンポジウムを開催します。

[日韓刑事法シンポジウム]

2016年11月(予定)に、韓国(延世大学、成均館大学、ソウル大学、梨花女子大学等)から研究者を招聘し、シンポジウムを開催します。

日本と韓国に共通する近時の刑事法上の重要課題、具体的には、裁判員制度(国民参与制度)、捜査・公判協力型協議・合意制度、取調べの録音・録画、コンピュータ犯罪などをテーマとして取り上げ、研究者による報告、パネルディスカッションを通じて、法理論的に掘り下げた検討・分析を行う予定です。

最近の講演会・スタッフセミナー

▽ Dr. Mamoun Alazab (マムーン・アラザブ研究員)
オーストラリア国立大学

8月19日(水) “The Changing Nature of Cyber Attacks: Cybercrime and the Internet” (サイバー攻撃の性質の変化: サイバー犯罪とインターネット)

▽ Prof. ABU BAKAR BIN MUNIR (アブ・ベーカー・ビン・ムニール教授) マラヤ大学

8月27日(木) “Data Protection and the Right to be Forgotten: Is it Spreading?” (データ保護と忘れられる権利: 拡大しつつあるか?)

▽ Prof. Keith Ewing (キース・ユウイング教授)
キングス・カレッジ・ロンドン

8月29日(土) “The Trade Union Bill 2015 — A New Onslaught on Trade Unions” (2015年労働組合法案—労働組合に対する新批判—)

▽ Dr. Susanne Offerman-Burckart (スザンネ・オファーマン ブリュッハルト氏) デュッセルドルフ弁護士会事務局長

9月30日(水) “Schweigheitspflicht des RA ” (近時における守秘義務の争点)

▽ Derek Wood, QC (デレク・ウッド氏) イギリス勅撰弁護士

9月30日(水) “Dispute Resolution in International Trade Area and Comparative Study” (国際取引分野における紛争解決と比較法的研究)

▽ Prof. Harald Baum (ハラルド・バウム教授)
マックス・プランク外国私法・国際私法研究所

10月29日(木) “Role of Outside (Independent) Director in Asia” (アジア諸国における社外取締役の役割)

▽ Prof. Kumaralingam Amirthalingam (クマラリンガム・アミサリンガム教授) シンガポール国立大学

11月25日(水) “The system of criminal prosecution in Singapore” (シンガポールの刑事訴追制度)

▽ Dr. Hartmut Seifert (ハルトムート・ザイフェルト氏) 経済・社会学研究所 (WSI) シニア・リサーチ・フェロー

12月9日(水) “Aktuelle Entwicklung der atypischen Beschäftigung in Deutschland” (ドイツにおける非典型雇用をめぐる近時の展開)

▽ 徐 巨錫 (ソ・コソク教授) 全北大学校・元総長
12月16日(水) 「韓国法科大学院の現状と課題」
(Current Situation and Problems of Law Schools in the Republic of Korea)

▽ Dr. Luca Castellani (ルカ・カステラーニ氏) 国際連合国際商取引法委員会 (UNCITRAL) リーガルオフィサー

～2015 UNCITRAL Asia Pacific Day～

12月18日(金) “Trade Law Reform in Asia and the Role of UNCITRAL” (アジアにおける取引法改革と UNCITRAL の役割)

▽ Dr. Colin Ong (コリン・ワン氏) ブルネイ・ダルサラーム国立仲裁協会代表

12月19日(土) “Practical Considerations for Japanese Companies and Lawyers Contemplating International Arbitration outside Japan” (日本企業や弁護士が国外で国際仲裁を行うための実務上の留意点)

▽ M. Regis Fraisse (レジ・フレス氏) コンセイユ・デタ評定官

12月22日(火) “L’ influence de critères du jugement de Conseil d’ Etat sur les décisions de Conseil constitutionnel” (コンセイユ・デタの裁判基準の憲法院への影響)

これから開催される講演会

※詳細は当研究所ウェブサイトでご確認ください

▽ 尾崎 久仁子氏 国際刑事裁判所裁判官

2016年1月8日(金) 18:00~19:30 (市ヶ谷キャンパス2501教室)

「国際刑事裁判所における裁判手続の現状と課題」

新刊行図書ご紹介

研究叢書103 丸山 秀平 著『ドイツ有限責任事業会社 (UG)』

[2015年10月1日刊行、定価: 本体2,500円]

翻訳叢書71 ペーター・ゴットバルト 著・二羽 和彦 編訳

『ドイツ・ヨーロッパ民事手続法の現在』

[2015年10月1日刊行、定価: 本体2,500円]

編集後記

本号では10月4日に開催された国際シンポジウム「裁判員裁判に関する日独比較法の検討」についてご報告いたしました。独日法律家協会との共催で行われた本シンポジウムは、基調報告はもちろん、各

セッションにおいて所員が主導的役割を果たし、多数の参加者を得て成功を取ることができました。また、来年開催する、漢陽大学校との合同シンポジウムもご案内させていただきました。国際シンポジウムは研究所の活動の重要な柱の一つです。次号の報告をご期待ください。(北井 記)